



KUMAMOTO

GREEN Rotary-Club

The Weekly Bulletin

Kumamoto green rotary-club district 2720 rotary international

2018~
2019年度
テーマ

国際ロータリー 「インスピレーションになろう」 R.I.会長 バリー・ラシン

地区方針 「ロータリーを信奉し、奉仕に行動しよう」

R.I. 2720 地区 ガバナー 高山泰四郎

熊本グリーンRC 「手をつなごう、手をのばそう」

熊本グリーンRC会長 本田悟士



インスピレーションになろう

■例会日：毎週月曜日 18:30~19:30
■例会場：熊本市中央区城東町4-2 熊本ホテルキャッスル
TEL096-326-3311

■創立：平成元年2月22日 ■会長：本田悟士 ■幹事：福島和見 ■会報担当：栗山義則
■事務所：熊本市中央区城東町4-2 熊本ホテルキャッスル内
TEL096-354-4521 FAX096-354-4053 E-mail:kgrc@serc2720.org

国際ロータリー
第2720地区

熊本グリーンロータリークラブ週報

【2019年4月22日】

第1341回

2018-2019年度 第33回

【例会】

1. 開会・点鐘 18:30

2. 食事と交歓

「我等の生業」(ロータリーソング)

来訪者紹介(本田 悟士 会長)

- ・卓話者 司法書士 田島賢治氏
- ・友人招待 宅間勝広氏
(山下会員ご紹介)
- ・ビジター 熊本RC 出田敬太郎 君
- ・米山奨学生 シャルマ・ゴパル 君

友情の握手 (本田 悟士 会長)

会長スピーチ

皆様こんばんは。

先週はネパールから突然のロータリアン来訪(Rotary Club of Bagmati Kathmandu の RAMA KANDEL様)に驚きと喜びの例会となりましたね。

司法試験には科目自体ありませんし、社会人になってからというもの、長らく書く、読むについてさえ離れていた英語ですが、いざ異国・異文化のかたとおもいを交わし、意思や感情、情報を伝え合いたいという場面で、英語力の欠如やさび付きへのもどかしさと悔しさが募りました。

というわけで、本日は、日本法と国際司法に

ついて簡単にお話をさせていただきます。

一つ目は、日本の裁判所で用いる言葉に決まりはあるのかについて。決まりがあります。

裁判所法74条に「裁判所では、日本語を用いる」と明確に定めています。もっとも、人権保障、真実発見や審理の公正・円滑の見地から、刑事訴訟法ではその175条で「国語に通じない者に陳述させる場合には、通訳人に通訳をさせなければならない」、民事訴訟法でもその154条で「口頭弁論に参与する者が日本語に通じないとき~は、通訳人を立ち合わせる。」と規定しています。

二つ目は、日本で罪を犯した外国人や、外国で罪を犯した日本人にも日本法が適用されるのかについて。刑法はその第1条1項で「この法律は、日本国内において罪を犯したすべての者に適用する。」(属地主義)、同2項で「日本国外にある日本船舶又は日本航空機内において罪を犯した者についても、前項と同様とする。」(旗国主義)と定めています。また、第2条では「この法律は、日本国外において次に掲げる罪を犯したすべての者に適用する。」(保護主義・内乱罪、外患誘致罪、通貨偽造・同行使罪、公文書偽造罪等)、第3条では「この法律は、日本国外において次に掲げる罪を犯した日本国民に適用する。」(積極的属人主義・放火、殺人、略取誘拐等)、第3条の2では「この法律は、日本国外において日本国民に対して次に掲げる罪を犯した日本国民以外の者に適用する。」(消極的属人主義・殺人、傷害、身代金目的誘拐、強盗等)と定めています。

一方、民法分野においては、法廷地法の

卓話予定

- 5/13 第5回クラブ協議会(新旧合同)
- 5/20 米山奨学生 シャルマ・ゴパル君卓話
- 5/27 「ホテル鑑賞会」(キャッスルにて食事後、西里地区へ移動)
- 6/3 「熊本グリーンローターアクトクラブ活動報告」★アクトとの合同例会
- 6/10 次年度第2回クラブ協議会

[熊本グリーンRC ホームページアドレス] <http://www.kg-rc.com/>

原則といって、訴訟が提起された裁判所が、自国の国際私法に従って準拠法を決定する扱いが一般的です。日本の裁判所に提起された事件については、日本の裁判所に国際裁判管轄がある場合、日本の国際私法（日本の場合、「法の適用に関する通則法」があります）に従って、まず、当事者自治を原則とし（通常は予測可能性の確保の観点から、契約書において準拠法の規定を置くのが通常です。通則法7条）、次に、最密接関連地法の原則が適用されることとなります（通則法8条1項）。このほかに、消費者、労働者に関する特例（通則法11条、12条）や公序良俗違反による制限（通則法42条）が定められています。

ちなみに準拠法の話と4/8にお話しした管轄の話は別問題です。例えば、離婚ひとつ取ってみても、準拠法については、夫婦の一方が日本人かつ日本に住居を有していれば日本法となりますが、これに該当しない場合は夫婦の本国法により、夫婦の国籍が一致しない場合は常住居所の法律により、これも一致しない場合は夫婦に最も密接な関係がある地の法律によることとなりますが、どの裁判所に申立て、訴訟を起こせるかは別なのです。国際裁判管轄の問題です。被告の住所地が日本国内にあるか、夫婦がともに日本国籍を有するか、夫婦の最後の共通住所地が日本国内にあり、原告の住所地が日本国内にあるか、原告の住所が日本国内にありかつ被告が行方不明の場合などでなければ、日本国内で裁判を起こすことができます。外国人と婚姻し海外で生活していた者が、別居して日本に帰ってきていざ離婚というときは、原則的に日本の裁判所に訴訟を起こすことが出来ないわけです。

幹事報告 (福島 和見 幹事)

■ 報告事項 (その他のロータリー関係) 「地区大会」開催のご案内 (予告)

スケジュール:

11月8日(金) 午前スタート予定で会長幹事・指導者育成セミナー

夕方より「RI会長代理歓迎晩餐会」

11月9日(土) 午前スタートで「本会議」
場所: 中津文化会館及びヴィラルーチェ中津
(どちらもJR中津駅より徒歩5分以内)

※宿泊は地区の方で中津には確保しておりますが、なるべく中津、日田、玖珠あたりを使用いただき、懇親会、観光をお願い致します。

■ 例会取止め・変更

<変更>

【熊本りんどうRC】

5月16日(木)の例会は、夜例会に変更し、同日18:30より、熊本空港ホテルエミナースにて行います。

<取止め>

次の例会は、定款第8条第1節に基づき、取止めます。

【熊本西RC】 5月7日(火)

*但しサインメーキャップは致しません。

【熊本西RC】 5月28日(火)

【熊本江南RC】 5月29日(水)

【熊本りんどうRC】 5月16日(木)、5月30日(木)

*但しサインメーキャップは致しません。

出席報告

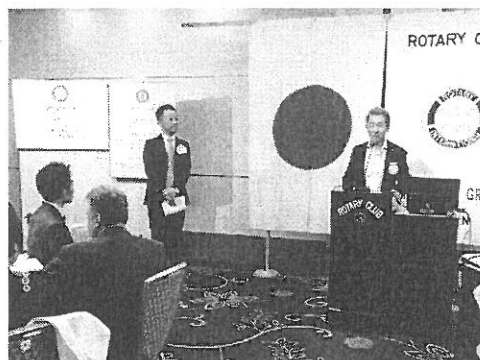
(長野義文クラブ管理運営委員 (出席担当長))

	会員総数	22名	出席率
4月22日	出席免除会員数	0名	54.55%
	計算上会員数	22名	
	出席会員数	12名	
4月7日	前回の出席会員数	13名	71.43%
	メイクアップ数	3名	
	修正出席会員数	15名	
メイクアップ済み会員及びメイクアップ訪問先			
・3/31 地区研修・協議会 大友君、仙波君			

委員会報告

①友人招待 宅間勝広氏の紹介

報告者: 山下佳介会員より



<魚捌き方教室.>

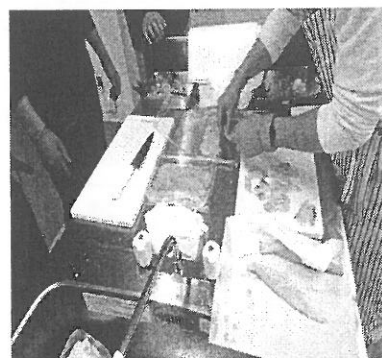
2019年04月22日

牛深RC 会長 浜崎英文

H31年4月14日に、「魚捌き教室」を開催致しました。参加者19名（参加費無料）

この「魚捌き教室」は、主に牛深に転勤でこられた方を対象として行っております。せっかく牛深にこられたのであれば、魚の捌き方を覚えていただきたいと思い、講師として熊本県養殖組合の皆さんにご指導をいただいている事業で、毎回大変好評をいただいております。

今は便利な世の中になり、魚を捌かなくてもお店に行けば、刺身やブロックの状態でありますし、もう味がついていて焼くだけ、温めるだけなど、捌けなくてもいつでも魚を食べれる状況にあります。



しかし、魚を捌けると非常に役立ちますし、コスト削減にもなります。そして、ご自分で捌いた魚だと、食卓でも「自分が捌いたんだよ」と言うと、その食卓でも楽しい会話が生まれ楽しい家族の時間を過ごす事が出来るのではないかと思います。

魚捌き方教室では、三枚おろしから皮引き、刺身の状態まで捌いていただき、ご自分で捌いた分はパック詰めして残りのアラと一緒に帰っていただくのと、その際に裁き方の工程が写真付で載っているファイルと、レシピの小冊子もお配りして、大変喜んで帰って行かれます。

